

公募説明書等に関する質問回答書

No.	資料名	頁など	質 問 項 目	回 答 書
1	公募説明書	【用語説明】	運営管理企業とは、「本事業における運営管理業務を SPC から受託し、担当する民間事業者を総称して又は個別にいう。」とありますが、SPC の設立は任意であることから、SPC を設立しない場合は「公募説明書 P.31 SPC を設立しない場合のスキーム図」に記載のとおり、貴組合と運営管理業務委託契約を締結する民間事業者を総称して又は個別にいうと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	公募説明書	P3 第 2 章第 1 節 2-8. (2) 計画年間処理量	表 2-1 の搬入車（現行）に各ごみ種の車種をご提示いただいておりますが、下記車両の最大車両重量をご教示ください。 ①可燃ごみ/許可業者のパッカー車 ②可燃ごみ/許可業者の平ボディ車 ③可燃残さ/平ボディ車 ④選別残さ/平ボディ車 ⑤鳥獣の死骸/平ボディ車	(可燃ごみ) 許可業者パッカー車：9t (可燃ごみ) 許可業者平ボディ車：5t (可燃残さ) 平ボディ車：10t (選別残さ) 平ボディ車：20t (鳥獣の死骸) 平ボディ車： 特定（指定）車両無し
3	公募説明書	P3 第 2 章第 2 節 2-8. (2)計画年間処理量	「表 2-1 処理量対象物の搬入量（参考）」の④鳥獣の死骸の年間搬入量について、①に含むと記載がありますが、どれぐらいの量と頻度を想定すればよろしいでしょうか。	既存 3 施設の年間搬入件数の合計は 682 件（令和 6 年度実績）であり、月平均は約 57 件となります。 個別の集計データがないことから、約 70%程度を小動物（ビニール袋に入る程度）として想定願います。

4	公募説明書	P4 第2章第3節 3-2. 事業期間	本事業の設計建設期間より前に、既存南足柄市清掃工場の解体工事を別途実施されるものと想定しますが、解体工事の工期をご教示願います。また、解体工事の進捗により、事前の調査も含め本事業の着手の遅れが生じた場合、設計建設期間の工期延長や費用増、運営管理期間・費用等の変更について、協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	南足柄市清掃工場の解体工事に関する事項は、本組合の所掌ではないため、回答できかねます。現段階においては、解体工事の進捗の遅れはないものと想定しておりますが、遅れが生じた場合は、協議を行うものとしします。
5	公募説明書	P5 第2章第4節 4-2-2. 運営管理業務 (3) ごみ処理に伴う処分業務	「ただし、処理不適物等の～事業者の業務範囲とする。」とありますが、運営管理業務 要求水準書 18 ページ、2-6 . 適正処理(3)「処理不適物の処分は、本組合の費用と責任で行う。(中略) 業者に引き渡すこと。」とあります。事業者の所掌範囲は本施設場内で引き渡しまでと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	公募説明書	P5 第2章第3節 4-2-2. 運営管理業務	「ただし、処理不適物等の搬出車両への積込みと搬出・運搬業務は事業者の業務範囲とする。」とありますが、【運営管理業務】要求水準書 P18 の 2-6. 適正処理(3)では、「処理不適物の処分は、本組合の費用と責任で行う。事業者は、処理困難ごみ及び適正処理困難物を適切に保管し、事業者が積込みを行い、本組合又は本組合の指定する業者に引き渡すこと。」とあります。要求水準書を正とし、事業者の所掌は積込までであり、搬出・運搬業務は貴組合の所掌と考えてよろしいでしょうか。 また搬出・運搬業務を事業者所掌とする場合は、業務負荷を検討するため、処理不適物等の運搬先をご教示ください。	ご理解のとおり組合の所掌となります。

7	公募説明書	P6 第2章第8節 事業スケジュールについて	基本協定の締結が令和8年1月中旬（予定）とありますが、第3章第2節のスケジュールでは令和8年1月下旬（予定）となっておりますが、どちらが正となりますでしょうか。	令和8年1月下旬（予定）が正となります。
8	公募説明書	P6 第2章第10節 SPC の設立について	SPC 設立は任意とのことですが、優先交渉権者選定において SPC の有無は評価に差が生じないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	公募説明書	P7 第3章第2節 2-2. (1) 現地見学会	「現地見学会の際に、測量調査及び地質調査結果等の情報データを CD-ROM にて別途提供する。」とあり、CD-ROM を頂きましたが、以下の図面・資料等も提供いただけないでしょうか。 1) 既存施設図面（基礎・ピット等地下部分が分かるもの、ランプウェイ構造が分かるもの） 2) 既存絵施設、排水図 3) 埋設物、埋設配管図等 4) 現況平面図（敷地境界、河川後退線が明示されたもの） 5) 酒匂川、内川、文明用水の測量図（堤防（法面）形状のわかる資料、護岸図、河川後退線と護岸高さのわかる図面） 6) 北側市有地の平面図（北側敷地境界が明確でないため） 7) 解体工事要求水準書（解体工事工程、解体アイテム、施工条件等が分かる資料） 8) 土壌汚染調査結果	既存施設図面が必要である場合は、事務局へ連絡のうえ、令和7年8月6日（水）以降に、南足柄清掃工場の書庫にて必要図面の閲覧を可能としますが、持ち出し等による印刷は不可とします。なお、既存資料確認時においても 2)～4) が確認できない可能性があります。 あわせて 5)～8) については資料を保有していないため提供できません。

10	公募説明書	P8 第3章第2節 2-2. 応募の手続等 (9) 対面的対話の実施	「様式第10号 対面的対話への参加申込書」について、参加者が5名となっております。対面的対話については、本事業の多岐にわたる工事・業務範囲における要求水準や契約内容等において、組合様と事業者の相互間で考え方や理解の齟齬を防ぎ、より良い事業とすることが目的だと理解しております。従いまして、組合様や事業者選定委員様への説明や質疑に対しては、代表企業や各構成企業から各専門分野の担当者が出席し、的確かつ詳しく説明をおこなう必要がありますので、参加者を10～15名とすることをお認めいただけませんか。	対面对話については、公募説明書において参加者を規定していないことから、様式第10号に必要な参加者を追加記載して申込頂いて構いません。ただし、会場の規模によっては、人数に制限がかかる可能性がございますので、ご了承ください。
11	公募説明書	P8 第3章第2節 2-2. (14) ヒアリングに関する留意事項	「会場への入室は5名以内とし、」とありますが、多岐にわたる分野のご質問に対し的確に回答するため、応募者の必要に応じて10名程度まで入室枠を増やして頂くことは可能でしょうか。	10名程度の入室を可とします。 ただし、会場の規模によっては、人数に制限がかかる可能性がございますので、ご了承ください。
12	公募説明書	P9 第3章第2節 2-2. 応募の手続等 (14) ヒアリングに関する留意事項	「②会場への入室は5名以内とし、説明及び質疑応答は本業務の関連技術者が行うこと。」とありますが、本事業の様々な分野の評価項目について、組合様や事業者選定委員様から事業者への提案内容に関する質疑に対しては、代表企業や各構成企業から各専門分野の担当者が出席し、的確かつ詳しく説明をする必要がありますので、参加者を10～15名とすることをお認めいただけませんか。	No. 11 を参照願います。
13	公募説明書	P10 第3章第3節 3-1. ④	④の文章が「④SPC を設立する場合は、」で切れておりますので、続く文をご教示いただけますでしょうか。	誤記であるため、削除とします。

14	公募説明書	P13 第3章第3節 3-5. SPC の設 立に関する要 件	「②SPC は、～SPC の本店所在地については、本 施設内に設置することを妨げるものではない。」 とありますが、優先交渉権者選定後、基本契約の 仮契約を締結するまでの期間における SPC 設立 時点から本施設内敷地への登記が可能と理解し てよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	公募説明書	P17 第5章第2節 リスクと責任 分担	「本事業において予想されるリスク及び本組合 と事業者の責任分担は運営管理業務委託契約に 定めるものとする」とありますが、「本事業にお いて予想されるリスク及び本組合と事業者の責 任分担は基本契約、設計建設業務請負契約および 運営管理業務委託契約に定めるものとする」と理 解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	公募説明書	P18 第6章第1節	参加資格確認申請書類のうち、建設業法の規定に よる監理技術者資格者証を有する者を選任で配 置することの誓約書（様式第8号）で求められる 監理技術者の専任配置について、「監理技術者制 度運用マニュアルについて」（令和7年1月28 日国不建技第147号）P15「（3）監理技術者等 の専任期間」において、契約工期中であっても「請 負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期 間」については工事現場への専任は要しないと記 載されています。 本工事においても監理技術者の専任は、準備工事 開始時と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	公募説明書	P18 第6章第1節 参加資格確認 申請書類	建築物の設計を行う企業と建築物の建設を行う 企業が異なる場合は、「様式第9号-1」を追加の うえ記入するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

18	公募説明書	P18 第6章第1節 参加資格確認 申請書類	③参加資格確認申請書類の提出方法ですが、受付 期限までに貴組合へ持参するとの認識でよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	公募説明書	P18 第6章第1節 参加資格確認 申請書類	参加資格確認申請書類の提出方法ですが、事業者 にて任意の体裁で提出させていただいてよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	公募説明書	P18 第6章第1節 参加資格確認 申請書類	「納税証明書」、「法人登記簿謄本」について、正 本は原本添付、副本は正本の写しとの理解でよろ しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	公募説明書	P18 第6章第1節 参加資格確認 申請書類⑧実 績調書	納税証明書について以下の書類の提出を以って 充足するとの認識でよろしいでしょうか。 (直近1か年度分) 【国税】納税証明書その3の3「法人税」及び「消 費税及び地方消費税」について未納税額の無い証 明書 【都道府県税】納税証明書(法人住民税) 【都道府県税】納税証明書(法人事業税及び特別 法人事業税) 【市町村税】納税証明書(法人市民税)	ご理解のとおりです。 ただし、市町村税については、本組合の構成市町 に拠点を有する構成企業の証明書を提出願いま す。
22	公募説明書	P18 第6章第1節 参加資格確認 申請書類	⑥各業務を担当する者の要件を証明する書類に おいて、納税証明書の提出が求められていま すが、提出が必要となる納税証明書の種類につ いてご教示いただけますでしょうか。	No. 21 を参照願います。

23	公募説明書	P18 第 6 章第 1 節 参加資格確認 申請書類	【構成員】に提出を求める書類に「連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近 1 年）」がありますが、金融商品取引法第 24 条第 1 項と会社法第 444 条第 3 項の規定により、非上場かつ中小企業の場合は連結財務財務諸表の作成義務がありません。つきましては、当該貸借対照表及び損益計算書の提出が不可能な場合は、提出不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	公募説明書	P20 第 7 章第 1 節 一般的事項	提出物に CD や DVD での電子データの提出が記載されていませんが提出した方がよろしいでしょうか。その場合、様式 16 号及び様式 16 号-1 は電子データには含めないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 CD もしくは DVD どちらかでも、提出をお願いします。 様式第 16 号、様式第 16 号-1、様式第 16 号-2-1 については、電子データに含まないものとしますが、様式 16 号-2-2 以降は、PDF データを提出願います。 なお、提出頂くデータは副本としてください。
25	公募説明書	P20 第 7 章第 2 節 企画提案書	企画提案書の記載内容について、構成企業にかかわらず、具体的な企業名等を明らかにする記載は正本のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、副本において、構成企業以外の企業名については記載して構いません。
26	公募説明書	P20 第 7 章第 3 節 提案価格書	提案価格書を封入する封筒への記載内容についてご指定があればご教示願います。	封筒のサイズ及び仕様に指定はありませんが、A4 サイズの書類が入る封筒を選定願います。
27	公募説明書	P20 第 7 章第 3 節 提案価格書	「①提案価格書（様式第 16 号）、施設整備費内訳書（様式第 16 号-1）及び運営管理事業計画書（様式第 16 号-2）は、封筒に入れ、密封して提出すること。」と記載がありますが、封筒のサイズおよび仕様にご指定はありますでしょうか。	No.26 を参照願います。

28	公募説明書	P29 第11章第4節 財政状況モニタリング	財政状況モニタリングにて、SPC を設立しない場合、各構成企業の計算書類等について、公認会計士又は監査法人による監査が会社法上要求されない場合は、提出不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	優先交渉権者 選定基準書	P2 第1章第2節 契約締結までの流れ	本事業における優先交渉権者の選定について、P.2 に示されている図のとおり、企画提案書の審査と提案価格書の審査が並列に記載されておりますが、技術評価点算出後にプロポーザル参加者又はその代理人立会のうえ、提案価格書を開封し、総合評価点を算出されるという考えでよろしいでしょうか。	本件は入札ではないことから、参加者またはその代理人を立会させた開封は行いませんが、開封した際の提案価格書をもとに、総合評価点を算出致します。
30	優先交渉権者 選定基準書	P4 第2章第3節 企画提案書の 評価基準及び 得点化方法	企画提案書の評価基準及び得点化方法について、技術評価点の得点化方法は下記と考えてよろしいでしょうか。 応募者の各評価項目の評価点＝各委員（各評価項目配点×各委員の評価）の合計／選定委員人数の合計	評価に伴う内容であるため、回答できません。
31	優先交渉権者 選定基準書	P5 第3章 評価 項目 脱炭素への対応に関する事項 脱炭素対策	「売電収入を最大化するための工夫」と記載がありますが、年間売電量提案と事業者間の公平性を期す観点で、以下条件をご教示願います。 1) 年間ごみ処理量（公募説明書 p.3 表 2-1 に記載の 21,458t と考えてよろしいでしょうか。） 2) ごみ質（基準ごみと考えてよろしいでしょうか。）	ご理解のとおりです。
32	様式集 様式第5号	様式第5号 委任状（代表企業）	ご指定の様式は構成企業すべての委任を1枚の委任状にまとめることになっておりますが、構成企業各々からの委任状とさせていただいてもよろしいでしょうか。	様式第5号に準拠した上で、同等の内容が把握できれば可能とします。

33	様式集 様式第 7 号	様式第 7 号 各業務を担当 する者の要件 を証明する書 類	公募説明書 P.10 第 3 節 応募者の参加資格要件 3-2. 各業務を行うものの要件 (1) 建築物の設計 建設を行うもの 「④ 本施設の建築物の建設を 行うものは、地方公共団体の一般廃棄物処理施設 (平成 26 年 4 月以降に稼働した施設に限る。)で ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式 焼却施設の建築物に係る建設工事の完了実績を 有すること。なお、共同企業体構成員としての実 績は、出資比率が 20%以上の場合のものであるこ と。」とありますが、建築物の設計と建設が別企 業である場合、それぞれの実績を証明する書類を 提出するという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-1 ③地域への貢 献 〔発注金額に 関する定義〕	発注金額を提案する場合、発注金額の対象は地元 企業（本組合の構成市町に本店を有している企 業）と理解してよろしいでしょうか。 また、この提案した発注金額が事業実施時に未達 となった場合には、ペナルティなどはございます でしょうか。 また、実施時には、発注を証明するために、地元 企業との契約書、注文書等をご提示するものと理 解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 提案内容未達の場合、建設工事請負契約書（案） 第 38 号（契約不適合責任）及び運営管理業務委 託契約書（案）第 43 条（委託費の減額）に該当 するものと想定しております。 ご理解のとおりです。
35	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-1 ③地域への貢 献 〔発注金額に 関する定義〕	事業者が元請や一次下請けなどで JV（共同企業 体）を組成する場合、地元発注金額の対象として カウントするのは JV への出資割合のうち地元企 業の出資比率分のみと理解してよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。 建設工事における地元企業の出資割合 20%であ れば、設計建設業務に係る対価に 20%を乗じた 金額を地元貢献に計上できるものとします。

36	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-1 ③地域への貢 献 〔発注金額に 関する定義〕	JV から地元企業に発注した場合は、JV における 地元企業の出資比率分を除いた金額が地元企業 への発注額のカウント対象となるものと理解し てよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No. 35 の回答を踏まえた上で、JV として発注した 場合は、発注金額から JV 出資割合を除いた割合 を乗じた金額を地元貢献に計上できるものとし ます。
37	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-1 ③地域への貢 献 〔発注金額に 関する根拠〕	発注金額の根拠資料は、提案設計図書に添付する こととありますが、提案設計図書とは企画提案書 （様式第 15 号）であり、様式 15-1-③の後に 続く形式で内訳書等を添付するものと理解して よろしいでしょうか。	発注金額の根拠資料は、公募説明書 (p19) 第 4 節 企画提案書類の⑤に相当する資料に含んで提出 願います。
38	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-1 ③地域への貢 献 〔発注金額に 関する根拠〕	「③地元企業に商社又は商社行為（自らが製造、 施工、設計、管理等を行わない商行為）を行う法 人は含まないが、当該商社等から地元企業へ発注 した場合は、発注した金額を対象内」とありますが、地元企業商社から地元企業への発注は二重計 上となるため、計上できる金額は「当該商社等か ら地元企業へ発注した金額」と考えてよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
39	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-1 ③地域への貢 献 〔発注金額に 関する根拠〕	地元人材の雇用金額に関する記載がありません が、代表企業グループから地元人材を雇用する場 合、地元人材の雇用に関する金額（賃金等を含め た人件費）を計上するとの理解でよろしいでしょ うか。	様式 15-1-③において定義している発注金額で 計画願います。

40	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-1 ③地域への貢献 〔発注金額に 関する根拠〕	地元運転管理企業から地元人材を雇用する場合は、地元運転管理企業の業務委託額(又は発注額)に地元人材の雇用に関する金額(賃金等を含めた人件費)が含まれていることから、二重計上になることが考えられます。その場合、地元企業への発注金額ではなく、地元人材の雇用に関する金額が、地域への貢献金額として積算される理解でよろしいでしょうか。	No. 39 の回答を踏まえた上で、地元運転管理企業から地元人材を雇用する場合、様式 15-1-③の運営管理段階における地元人材で定義した地域以外の人材も含まれる可能性があることから、二重計上とならないように地元企業への発注額に対し、採用する地元人材の構成比を乗じ、地元人材以外の費用を減じたものとしてください。
41	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-4 ②施設の安定稼働	「処理対象物が減少」とありますが、想定すべき処理対象物の減少量があれば、ご教示いただけますでしょうか。	現段階において具体的な処理対象物の減少量は想定しておりませんが、将来的には収集量(家庭系+事業系)を約 10%削減すること目標として掲げています。
42	様式集 様式第 15 号 企画提案書	様式第 15-4 ②施設の安定稼働	「ごみの発熱量が低下」とありますが、想定されるごみ質が低下する事象や懸念がある場合は、想定すべき低位発熱量も含めご教示いただけますでしょうか。	社会情勢としてプラスチック類の資源化などが進んだ場合の発熱量の低下を懸念したものです。
43	様式集 様式第 16 号	様式第 16 号-2 運営管理事業計画書	各機器単位での補修費用記載については、対象機器が多岐にわたるため作業量が膨大となります。より効率的な管理のため、設備毎での補修費用記載へ変更していただけますでしょうか。	対象機器については、重要度が高い主要機器については確実に記載するものとし、比較的重要度が低い機器については、まとめることを認めます。
44	様式集 様式第 16 号	様式第 16 号-2-10 事業収支表	法人税等とありますが、実効税率での算出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	建設工事請負 契約書(案)	P2 4 工事を施工しない日	「原則、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇。」とありますが、「年末年始及び夏季休暇」について該当する日付または見込むべき日数をご教示いただけますでしょうか。	年末年始及び夏季休暇の日数については、提案者の判断とします。

46	建設工事請負契約書（案）	P2 4 工事を施工しない時間帯	「原則、平日の午後5時から午前8時まで。」とありますが、土曜日作業及び協議により休日作業とした場合もこれに準ずるものと考えてよろしいでしょうか。	休日作業が発生する場合は、協議によるものとします。
47	建設工事請負契約書（案）	P2 4 工事を施工しない時間帯	大型重機搬入のための特殊車両申請許可等により当該時間内での作業が困難なものについては協議の上「工事を施工しない時間帯」においても作業が可能なものとして考えてよろしいでしょうか。 例えば、特殊車両の夜間搬入が「不可」とご指示をいただいた場合、日中で走行可能な条件で回送できる重機に制限されるため、工事効率が低下（＝工程長期化）することが懸念されます。	当該事案が発生する場合は、協議によるものとします。
48	建設工事請負契約書（案）	P12 第 21 条 （受注者の請求による工期の延長）	昨今の気象条件により猛暑による作業不能日数の工程への考慮について諸官庁より指針が示されつつありますが、本案件においては「天候の不良」に含まれる事象と考え、猛暑による作業不能により工事期間に影響が生じた場合の工期延長について、その程度に応じて協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	当該事案が発生する場合は、協議によるものとします。
49	建設工事請負契約書（案）	P7 第 34 条 （前払金及び中間前払金）	第 34 条 「本工事に関して、発注者は受注者に対して前払金及び中間前払金を支払わないものとする。」とありますが、事業規模を鑑みて資材調達および初期施工準備にかかる費用が大きく要する費用を補填しなければならず、円滑な工事進行のために前払金の御支給をご検討いただけないでしょうか。	建設工事請負契約書(案)に示すとおりとします。

50	建設工事請負 契約書（案）	P17 第 35 条 （部分払）	「受注者は工事完成前に工事の設計等に係る成果物・・・部分払いを請求できる。」とありますが、当該年度に請求可能な回数制限等があればご教示いただけますでしょうか。	部分払いは、年度末に 1 回の請求とします。
51	建設工事請負 契約書（案）	P17 第 35 条 （部分払）	部分払について、上限額の設定はないものと考えてよろしいでしょうか。	詳細な金額は提示できませんが、上限額はあるものと想定願います。
52	運営管理業務 委託契約書 （案）	P5 第 16 条(有価 物)	「乙は要求水準書に従い、本施設の処理過程で回収された有価物を乙の収益・・・」とありますが、要求水準書に記載の焼却灰から選別された磁性物は貴組合に帰属し、非磁性物は事業者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	焼却灰から選別された有価物は事業者、有価物と ならないものは本組合の所掌となります。 ただし、事業者が有価物として収益を得た場合 は、第 16 条第 2 項に示す報告書を作成し、本組 合に報告願います。
53	運営管理業務 委託契約書 （案）	P9 第 6 章 契約に関する 事項（契約の 保証）第 32 条 第 2 項	「契約保証金の額（中略）委託料の 100 分の 10 以上としなければならない。」とありますが、各年度の委託料の 100 分の 10 以上との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	運営管理業務 委託契約書 （案）	P10 第 33 条 （再委託等の 禁止）	第 33 条第 1 項に記載がある通り「あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。」との記載があるように、業務の一部を再委託する必要がある場合は、別途協議させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	当該事案が発生する場合は、協議によるものと します。
55	運営管理業務 委託契約書 （案）	P23 【別紙 2】 第 1 節 3) 委託費の見 直し	「⑦甲は、委託費の変更を強制されることなく、（中略）合意により決定するものとする。」とありますが、長期間にわたる DB0 事業において委託費の物価変動による見直しは大変重要ですので、①から⑥までとし、物価変動指標による物価変動を委託費に反映出来るようにしていただけないでしょうか。	本件については、事業者から提出された物価変動 の資料による委託費の一方的な見直しではなく、 事業者・発注者が双方協議を行い合意することを 意図しております。

56	運営管理業務 委託 契約書(案)	P25 【別紙2】 第3節 4) 是正勧告 (3回目)	「甲は、乙に3回目の是正勧告を行う」と記載がありますが、一方で公募説明書(P26)第11章では、是正勧告が2回目までしか記載がありません。前者を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
----	------------------------	---	---	------------